

教 職 第 6 8 3 号
令和 4 年 1 0 月 6 日

市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

令和 4 年分年末調整に係る給与報告等について（通知）

日頃より、県費負担教職員等に係る給与等支給事務につきましては、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年分年末調整に関する報告については、下記のとおり事務処理をお願いいたします。

なお、年末調整は本年 1 年間の給与に対する源泉徴収税額の過不足を精算する手続であり、特に正確な事務処理が求められます。扶養控除等の申告内容について職員に確認を徹底させ、後日税務署から申告内容の誤りを指摘されることのないよう、適正な事務処理をお願いいたします。

記

本年の年末調整報告に係る主な変更点

○ 県費事務担当への提出書類の縮減：本通知 2（2）

- ・扶養控除（異動）申告書 … 前職報告のみの者の場合、提出を不要としました。
前職の源泉徴収票のみ御提出ください。

1 年末調整システムでの報告について

(1) 入力期間

報告期間	令和 4 年 1 0 月 2 6 日（水）～令和 4 年 1 1 月 1 7 日（木）
システム稼働時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(2) 報告内容

システムに表示されている職員全員について以下の情報を報告してください。

所得税申告入力画面

- | |
|--|
| ①所得税申告区分（扶養親族情報の入力内容から自動集計） |
| ②本人情報(※) ③所得金額調整控除情報（該当者のみ） ④扶養親族情報(※) |

所得控除入力画面

- | |
|---|
| ①未成年（本人）コード、災害コード、外国人コード(※) |
| ②保険料控除申告 ③住宅借入金等特別控除申告 ④前職の所得 |

(※) 10月給与報告時点のマスタ情報が反映されるので、必要に応じて追加・修正報告を行ってください。

全ての報告終了後、「所属報告一覧」を印刷し、報告内容が正しいか確認の上、所属控としてください。県費事務担当への提出は不要です。年末調整システムの報告に関するについては、「令和4年分年末調整事務処理要領」を御確認ください。

※ 10月以降の発令で、10月の給与が支給されない職員は年末調整システムを利用した報告が出来ないため、エクセルファイルによる報告となります。本通知3を御参照ください。

(3) 年末調整システムヘルプデスク

システムの接続や操作方法については、以下へお問い合わせください。

電話番号	① 050-3155-1457
	② 050-3503-6720
受付時間	午前8時45分から午後5時
電子メール	helpdesk@rit-inc.net

2 郵送または持参での提出書類について

(1) 提出期限

令和4年11月11日（金）必着

※ 書類が整いましたら、提出期限を待たずに速やかに御提出いただきますよう、御協力をお願いします。

※ 御持参いただいた場合でも、その場での内容確認はできませんので御了承ください。

(2) 提出書類

☐ 年末(再)調整確認・提出書類送付票（別紙1）

☐ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

… 扶養親族等（自己該当も含む）の申告がある者

※ 住民税に関する事項（年少扶養）のみ、または前職報告のみの申告の場合は、

提出不要です。

※ 扶養親族等（自己該当も含む）の申告があり、かつ前職報告がある者は、扶養控除（異動）申告書の裏に源泉徴収票を貼って提出してください。

※ 源泉徴収票の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載してください。

☐ 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

… 配偶者(特別)控除または所得金額調整控除の申告がある者のみ

☐ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 … 該当者全員

☐ 年末調整に係る調整報告書 … 該当者全員

☐ 令和4年分源泉徴収票

… 前職報告がある者

※ 前職報告のみの者の場合、扶養控除（異動）申告書の提出は不要です。

※ 源泉徴収票の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載してください。

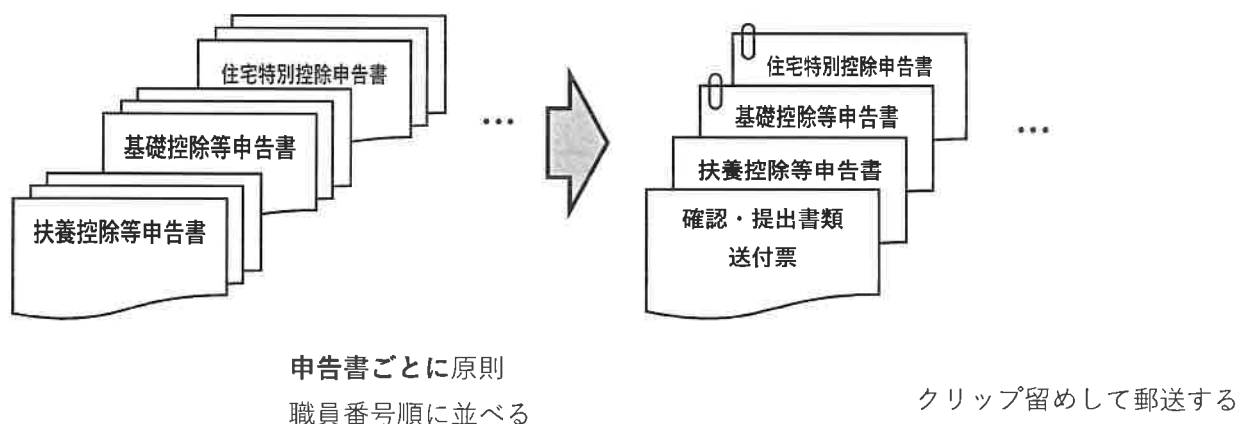
※ 給与所得者の保険料控除申告書については、提出不要です。

※ 提出する申告書、添付書類はすべて写しとします。

※ 提出する申告に係る証明書類も写しを添付してください。

※ 各申告書は、種類ごとに職員番号順に並べてクリップで留めてください。

（原則職員番号順となりますが、エクセルファイルで報告した職員分は後ろに添付してください。）



○ 提出先住所

〒330-0074

さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

教職員課県費事務担当 宛て

※ 埼玉県庁の住所とは異なります。また、住所を省略しての郵送はできません。

※ 郵送の際は、住所の記入誤りに十分御注意ください。

※ 個人情報を含む大変重要な書類ですので、郵送の場合は、確実に到達する方法で提出されるよう、御協力願います。

3 年末調整システムで報告できない職員について

年末調整システムに氏名が表示されない職員※については、システムによる報告はできませんので、以下のとおり報告をお願いします。

※ 10月以降の発令で、10月に当該発令に係る給与が支給されない職員

(1) 電子メールで提出するもの

□ 「年末調整報告書」エクセルファイル

※ エクセルファイルの様式は別途電子メールにて各校へ送付しますので、ファイル名を変更せずに御提出ください。

※ 所属の職員全員について報告するものではありませんので御注意ください。

○ 提出先メールアドレス

教職員課県費事務担当 a6660-09@pref.saitama.lg.jp

※ アドレスはお間違えのないよう、くれぐれも御注意ください。

○ メールの件名

「学校コード+年末調整報告書」 例) 40A00 年末調整報告書

(2) 郵送または持参で提出するもの 本通知2(2)と同様

年末調整システムでの報告を行った職員分と併せて送付してください。

4 報告書提出後に報告内容の追加・修正が生じた場合の事務処理について

郵送等で報告書類を提出した後に追加や修正が生じた場合は、以下の書類を次の期限までに教職員課県費事務担当へFAX(048-825-0013)にて提出し、年末調整システムで追加・修正の報告を行ってください。

(1) 提出書類

□ 年末(再)調整確認・提出書類送付票(別紙1)

※「1 申告について」の「□「年末調整」提出」に回数を入力してください。

※様式は 3枚全てを提出してください。

☐ 追加・修正に係る申告書及び添付書類の写し

(2) 提出及び報告期限

令和4年11月17日（木）

※期限後の追加及び修正は年末調整では行えません。年末再調整にて行ってください。

5 注意事項

(1) 各申告書、報告書の作成について

職員から提出された各申告書の確認、年末調整システムでの報告にあたっては、「令和4年分年末調整事務処理要領（教職員課作成）」や「令和4年分年末調整のしかた（国税庁作成）」を御参照ください。

※ 県費事務担当への問い合わせは、原則、質問票を使用してください。

また、対応できるのは報告方法に関する事項のみです。

税制や年末調整のしかたについては国税庁ホームページを御参照いただくとともに、所管する税務署へお問い合わせいただくようお願いいたします。

(2) 年末再調整について

年末再調整については12月頃別途通知します。

担 当：県費事務担当

電 話：048-825-0010

FAX：048-825-0013

E-mail：a6660-09@pref.saitama.lg.jp

内容を確認のうえ、□にチェックを入れてください。

本様式を印刷し、**3枚全て**を提出してください。

(別紙1)

令和4年 月 日

教職員課県費事務担当 宛て

年末（再）調整確認・提出書類送付票

所属所コード

所 属 所

所 属 長

担 当 者

電 話 番 号

以下のとおり内容を確認しましたので、報告します。

1 申告について

☐	「年末調整」提出		回目
☐	「年末再調整」提出		回目

2 今回送付する書類について ※提出する申告書及び添付書類はすべて写しとしてください。

☐	扶養控除等（異動）申告書		名分
☐	源泉徴収票（前職がある場合のみ）		名分
☐	基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書		名分
☐	住宅借入金等特別控除申告書		名分
☐	年末調整に係る調整報告書		

3 エクセルファイルでの報告者 ※年末調整システムに氏名が表示されない者のみ (無 ・ 有)

有の場合	
報告者数	名分
電子データ送付日	令和4年 月 日
送付元メールアドレス	@

4 エクセルファイルによる報告内容の確認について ※3で有を選択した場合

全報告書（シート）共通	
☐	【重要】年末調整システム上に氏名が表示されない者（主に10月以降の発令で、10月の給与が支給されない者）のみを報告しているか ※ 所属所の職員全員分を報告するものではありません。
☐	入力の不備、必要項目の未入力を示す赤色で表示されているセルがないか
☐	申告書の内容を正しく転記しているか
「年末調整報告書1」シート	
☐	「本人該当」の「寡婦／ひとり親」区分、「本人合計所得金額コード」について、入力したか
「前職情報報告」シート	
☐	前職の源泉徴収票から内容を正しく入力しているか
「扶養親族数報告」シート	
☐	所得税申告区分で扶養親族に関する報告をする場合、入力しているか

5 所属における申告書及び添付書類の確認状況について

全申告書共通	
☐	申告書の左上に学校コード、右上に職員番号のゴム印が押印されているか
給与所得者の扶養控除(異動)申告書	
※年少扶養親族のみ、または前職報告のみ申告の場合は県費事務担当への提出は不要です。	
☐	扶養親族の生年月日を確認したか
☐	控除対象扶養親族の所得額は48万円未満になっているか
☐	所得の見込みがない場合は空欄とせず、0円と記入しているか
☐	前職報告に係る源泉徴収票（写）の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載し申告書の裏面に貼り付けたか （扶養親族等（自己該当も含む）の申告があり、かつ令和4年中に前職がある場合）
給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書	
☐	【基礎控除】すべての職員について、申告書欄に記載があるか
☐	【配偶者控除】合計所得金額の見積額、控除額は正しく記載されているか
☐	【所得金額調整控除】扶養控除の対象でない扶養親族を申告する場合、個人番号記入シートも提出しているか

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	
☐	連帯債務となっている場合、備考欄に他の連帯債務者からの申告があるか ※負担すべき割合が記載された控除証明書の添付をする場合には、「備考」欄への連帯債務者に関する事項の記載は不要
☐	記入内容、控除額の計算は正しいか
☐	本人宛の残高証明書（写）を添付したか
令和 4 年分源泉徴収票（写）	
☐	前職報告のみの申告の場合、源泉徴収票（写）だけ提出しているか
☐	源泉徴収票（写）の余白に、所属所コード及び職員番号のゴム印を押印又は記載したか
給与所得者の保険料控除申告書 ※県費事務担当への提出は不要です。	
☐	証明書の内容を正しく申告しているか
☐	各種控除申告について、証明書類（令和 4 年分）の添付があるか
☐	保険料支払額は 1 2 月末時点の「申告（予定）額」を記入しているか
☐	保険料の控除額は区分ごとに正しく計算されているか ※ 算出した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます
☐	生命保険・年金保険料控除の「新・旧」区分は正しいか
☐	団体生命に該当する保険がある場合、内容に誤りがないか また、確認した旨を「給与の支払者の確認」欄で明らかにしているか
☐	【小規模企業共済等掛金控除等】契約者・支払者ともに本人であるか
☐	【社会保険料控除】国民年金保険料について証拠書類の添付があるか また、公立学校共済組合任意継続掛金について掛金額の確認を行ったか
☐	【社会保険料控除】令和 4 年度中に支払われたものであるか ※前納された国民年金保険料について、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択した場合を除く

年末調整報告方法の概要

9月末時点で在籍している職員

10月以降に発令された職員

当該発令に係る10月給与は支給されているか？

はい

いいえ

報告方法 (11月17日まで)	A 年末調整システムを利用して報告	B エクセル様式（年末調整報告書1）を作成し、電子メールで提出 【件名：学校コード+年末調整報告書】
報告時の 注意点	所属職員的全報告終了後、報告一覧を出力し所属控えとする（提出不要）	必要に応じて「前職報告シート」、「扶養親族数報告シート」、「所得金額調整控除シート」へも入力
郵送での 提出書類 (11月11日必着)	1 年末調整確認・提出書類送付票 2 各種申告書・添付書類の<u>写し</u> ○扶養控除異動申告書 ・扶養親族等の申告がある者（自己該当を含む） *年少のみ、前職報告のみの場合は提出不要 ・扶養親族等の申告がある者（自己該当を含む）かつ、前職の申告がある者 →源泉徴収票の写しを申告書裏面に貼り付けて提出 ○基礎控除申告書兼配偶者控除当申告書兼所得金額調整控除申告書 ・配偶者控除もしくは所得金額調整控除の申告がある者 ○住宅借入金等特別控除申告書 …該当者全員 3 年末調整に係る調整報告書 …該当者全員 4 源泉徴収票の写し …前職報告がある者 - 前職報告のみの場合は、源泉徴収票の写しのみ提出	

【参考】源泉控除対象配偶者の申告漏れに対する注意喚起について

例年、源泉控除対象配偶者の申告漏れが多く発生しています。職員への注意喚起をお願いいたします。

令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ）	あなたの生年月日	年	月	日	授かる給与に ついての扶養控除 の特典の適用 （適用している場合は、○印を付け てください）
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの氏名	あなたの個人番号				
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所	（郵便番号）				配偶者の有無
							有・無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	住 所 又 は 居 所	異動月及び事由 （令和4年中に異動があった場合には、記入してください（区分1））
源泉控除 A 対象配偶者 （注1）						

給与所得者の配偶者控除等申告書

○「控除額の計算」の表の「区分1」欄については、「源泉控除申告書」の「区分1」欄を参照してください。
○「源泉控除申告書」の「区分1」欄がA～Cに該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分1」欄がD～Gに該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名 （フリガナ）	配偶者の生年月日	配偶者の住所又は居所	配偶者の所得金額

配偶者の本年分の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
合計		

控除額の計算

区分	控除額
A	48万円
B	32万円
C	16万円
合計	

源泉控除対象配偶者として申告することになります。
※例月給与より差し引かれる所得税から控除を受けられます。

注1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（令和4年中の所得の見積額が900万円以下の人）に限り、配偶者（令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人）をいいます。従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

で、令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。

注1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（令和4年中の所得の見積額が900万円以下の人）に限り、配偶者（令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人）をいいます。従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

注2 源泉控除対象配偶者とは、所得者（令和4年中の所得の見積額が900万円以下の人）に限り、配偶者（令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人）をいいます。従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

年月日	住所又は居所	異動月及び事由

扶

記帳のし方はこちら



○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
○この申告書は、源泉控除対象配偶者として申告することになります。
○この申告書は、2か所以上から、源泉控除対象配偶者として申告することになります。

は、そのうちの1か所から提出することができません。
ご注意）等をお読みください。